

特別養護老人ホーム 菖蒲の郷 利用料金表 3割負担

当施設の利用に要する費用は、以下の表の通りです(現時点でのものであり、変更されることもあります)。

○従来型個室 (月額31日で算定)

	利用者負担段階	三割負担	サービス提供体制強化加算Ⅱ	看護体制加算Ⅰ	夜間職員配置加算Ⅰ	個別機能訓練体制加算(Ⅰ)	介護サービス費合計	居住費	食事負担額	日額	月額
要介護1	第4段階	1,797円	57円	13円	41円	38円	1,946円	1,171円	1,500円	4,617円	143,127円
要介護2	第4段階	2,010円	57円	13円	41円	38円	2,159円	1,171円	1,500円	4,830円	149,730円
要介護3	第4段階	2,232円	57円	13円	41円	38円	2,381円	1,171円	1,500円	5,052円	156,612円
要介護4	第4段階	2,446円	57円	13円	41円	38円	2,595円	1,171円	1,500円	5,266円	163,246円
要介護5	第4段階	2,656円	57円	13円	41円	38円	2,805円	1,171円	1,500円	5,476円	169,756円

*第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村の発行する「介護保険負担限度額認定証」等が必要です。

介護保険対象 (月額31日で算定)

	加算項目(対象者のみ)	内容	日額	月額
その他加算料金	①外泊加算	1日(6日間を限度とする)	771円	4,626円
	②初期加算	入所時から30日以内の期間	94円	2,820円
	③退所時等相談援助加算		—	—
	・退所前後訪問相談援助加算	退所後1回を限度として算定	1,443円	—
	・退所時相談援助加算	利用者1人につき1回を限度として算定	1,254円	—
	・退所前連携加算	利用者1人につき1回を限度として算定	1,568円	—
	④経口移行加算	経管栄養の方を対象(原則180日まで)	88円	2,728円
	⑤経口維持加算		—	—
	・経口維持加算(Ⅰ)	著しい誤嚥が認められる方を対象(原則180日まで)	—	1,254円
	・経口維持加算(Ⅱ)	誤嚥が認められる方を対象(原則180日まで)	—	314円
	⑥口腔機能維持管理加算	口腔ケアに係る技術的助言及び指導	—	94円
	⑦療養食加算	医師の指示に基づく糖尿病食等を提供	57円	1,767円
	⑧看取り介護加算	死亡前30日を限度とする	—	—
	・看取り介護加算(1)	死亡以前4日以上30日以下	452円	—
・看取り介護加算(2)	死亡以前2日または3日	2,132円	—	
・看取り介護加算(3)	死亡日	4,013円	—	
⑨排せつ支援加算	支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定	314円	—	
⑩若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症入所者の受入れ	377円	—	
⑪介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	当該月の介護サービス費の約8.3%の額			
⑫介護職員等特定処遇改善加算	当該月の介護サービス費の約2.7%の額			
⑬個別機能訓練加算(Ⅱ)	厚生労働省の機能訓練に関する情報を活用した場合に算定	—	63円	
⑭介護職員等ベースアップ等支援加算	当該月の介護サービス費の約1.6%の額			

高額介護サービス費(同月に利用者負担額が上限額を超えた時は、超過額が還付されます。)

【上限額】 ○課税所得690万円以上 140,100円 ○課税所得380～690万円 93,000円 ○課税所得380万円未満 44,400円
 ○一般 44,400円 ○住民税世帯非課税等 24,600円 (前年所得80万円以下、高齢福祉年金受給者) 15,000円
 ○生活保護受給者等 15,000円

介護保険対象外(居住費・食費は除く)

	料金項目	内容	日額	月額
別途料金	理美容代	委託業者による	実費	
	貴重品管理・代行事務費	貴重品等の管理・代行事務	—	1,000円
	レクリエーション、クラブ活動費	材料代等	実費	
	電気器具の使用料	一日あたり	50円	1,550円
	特別な食事の費用	個別の希望による特別な食事(酒等を含む)	実費	
	複写物(コピー)交付費	1枚につき	10円	
	おやつ代	午後3時のおやつ提供	110円	3,410円
	買物代行費	買物の代行費用	—	1,600円

*介護保険対象の料金表(居住費・食事負担額を除く)の表示金額は各項目のサービス単位数に地域区分・5級地単価(10.45円)を乗じた金額(端数切捨て)の3割の額となっています。

*利用者のご希望に基づいて、物品を購入する場合や利用者からの負担が適当であると認められるものは、実費をお支払い頂きます。

*利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。(令和4年10月1日現在)